

(3) 第1号保険料の多段階化・軽減強化

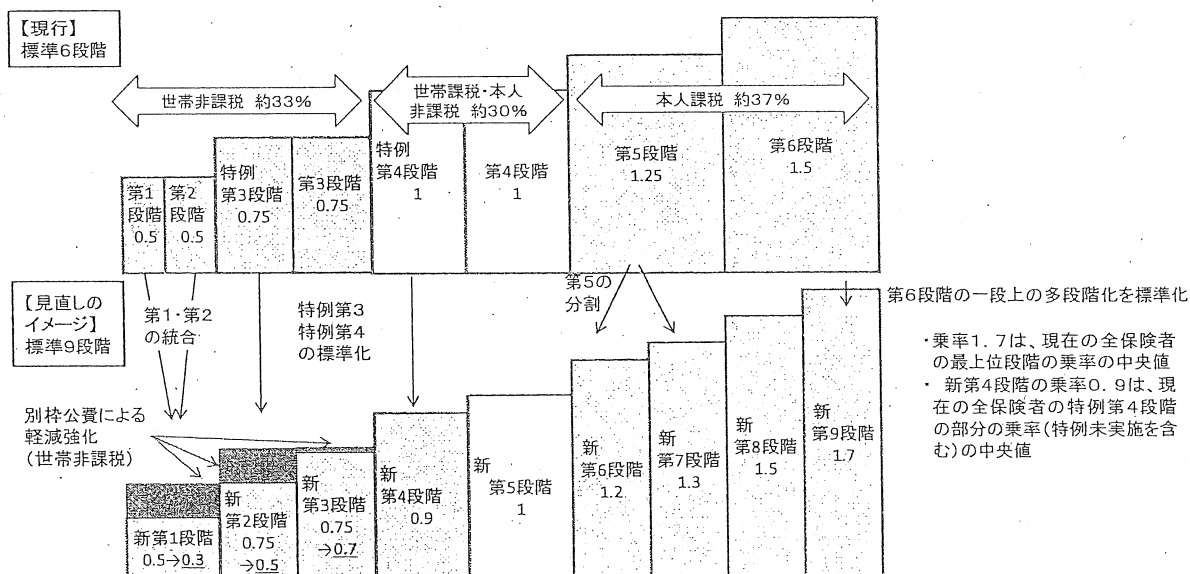
① 標準段階の見直し【平成27年4月施行】

(基本的考え方)

- 第6期の第1号介護保険料については、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行う観点から政令を改正し、標準段階をこれまでの6段階から、標準9段階に見直す。見直しのイメージは以下のとおりであるが、新第7段階以上の所得の基準については、新第1段階から新第4段階までの軽減分と、新第6段階から新第9段階までの増加分が、全国ベースで均衡するように設定することとしており、現在、各保険者に依頼している第1号被保険者の所得分布の調査（平成26年6月27日付け事務連絡）の結果を踏まえて設定する予定であり、追って周知する。

第6期の介護保険料の見直しについて

- 所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、また、多くの自治体で特例第3・特例第4段階の設置や、本人課税所得層の多段階化をしている現状を踏まえ、標準の段階設定を、現行の6段階から9段階に見直す。
- なお、現在と同様、引き続き保険者の判断による弾力化を可能とする。
- 世帯非課税（第1～第3段階）については、新たに公費による軽減の仕組みを導入し、更なる負担軽減を図る。



なお、平成25年度に暫定的に行った所得調査のデータを用いると、住民税課税層のうち、

- ・ 新第6段階は、所得120万円未満
- ・ 新第7段階は、所得120万円以上190万円未満
- ・ 新第8段階は、所得190万円以上280万円未満
- ・ 新第9段階は、所得280万円以上

であり、平成26年度のデータを用いても、この基準に近いものとなると予想される。